

24 宇市人第 109 号
平成 24 年 5 月 30 日

宇治市職員労働組合
執行委員長 田中 実 様

宇治市長 久保田 勇

提 起 書

宇治市職員の特殊勤務手当の一部について、下記のとおり今後の見直しについて提起する。

記

特別収集期間におけるごみ収集作業等従事手当の見直しについて

ごみ収集作業等従事手当の額は、平成 22 年度までは日額 1,500 円（特別収集期間は時間額 1,500 円）であったが、平成 23 年度には日額 1,000 円（特別収集期間は時間額 1,000 円）とし、今年度からは日額 600 円（特別収集期間は時間額 600 円）として整理を図ってきたところである。

しかしながら、清掃事業については、この間、特別収集期間の取り扱いについて厳しい指摘がされる中で、特別収集期間の位置づけ及びその期間における手当の支給について見直すものとし、具体的な内容については改めて提起する。